

2021年度

# 弁理士使用者賠償責任保険

(正式名称：使用者賠償責任保険、雇用関連賠償責任保険)

## 中途加入のご案内

ストレスチェック  
サービスを  
無料でご提供

この保険は下記2つの補償で構成されており、安定的な事務所経営に必要な保険です。  
労働災害リスクや労使間トラブルに対する備えは十分ですか？

### 弁理士使用者賠償責任保険

| 使用者賠償責任保険                              | 雇用関連賠償責任保険                                 |
|--|--|
| 従業員の業務災害・通勤災害に伴って事業所が負う法律上の賠償責任を補償します。 | パワハラ・セクハラに対する管理責任に伴って事業所が負う法律上の賠償責任を補償します。 |



### 事故例

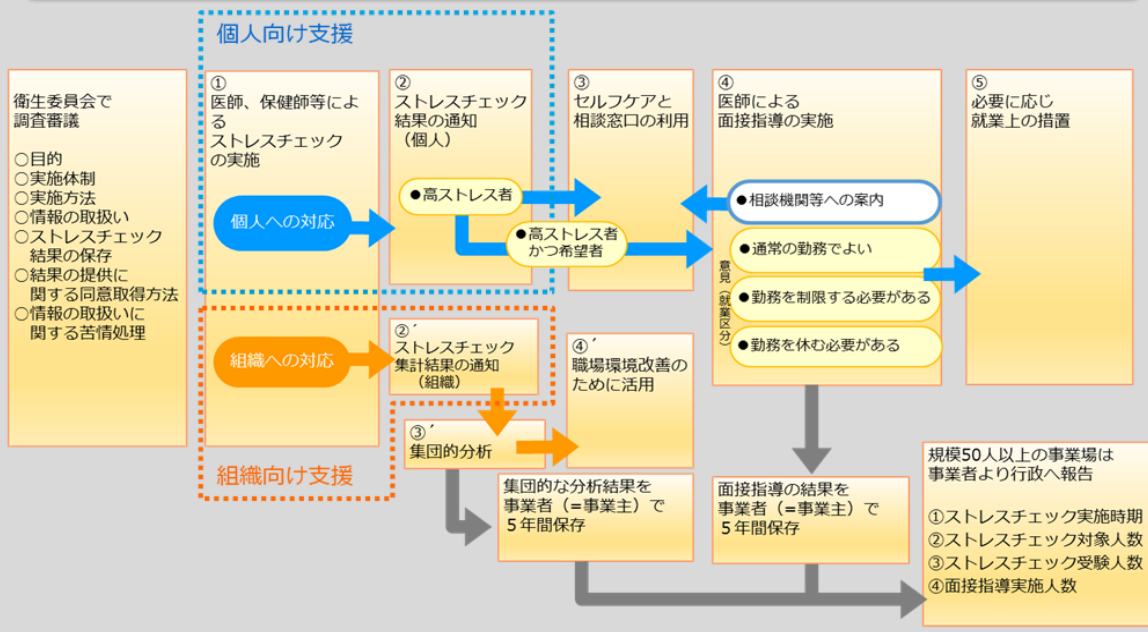
|  |
|--|
| <p><b>退職した元従業員から労働審判の申し立て 和解金240万円の支払いで和解</b></p> <p>過去に合意退職した元従業員が、退職半年後、事業所に対して労働審判を申し立てた。審判員の提案と両当事者の合意により和解となったものの、退職時の説明が不十分であったとして、事業所は和解金240万円を支払うこととなった。</p> |
| <p><b>上司のセクハラ行為 会社に580万円の賠償命令</b></p> <p>会社上司からセクハラ行為を受けた女性社員が労組に相談したとたん、会社から配置転換を求められ退職を余儀なくされたとして、女性社員に対し580万円の賠償金支払いを命じた。</p>                                     |



### 本保険にご加入で、ストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)により**従業員50名以上**のすべての事業場に対して平成27年12月より**ストレスチェックの実施が義務化**されました。精神障害による労災請求件数は10年間で約**3倍**になるなど増え続けており、従業員50名未満の事業所でも、**メンタルヘルス対策**としてストレスチェックサービスをご活用いただけます。

従業員個人および職場環境への働きかけがそれぞれ求められています  
ストレスチェックの結果については、労働基準監督署への報告義務があります



ストレスチェックの実施は、従業員50名未満の事業所は当面努力義務とされています。

従業員50名未満の事業所におかれましては、『簡易版ストレスチェックサービス』をご用意しております。なお、『簡易版ストレスチェックサービス』を実施いただいた場合でも、労働安全衛生法に規定されたストレスチェックを実施したことにはなりません。

## 支払限度額および保険料（年間保険料）

契約保険料は、**中途加入日における所属人数**によって決まります。なお、保険料算出基準日以降の人数増減につきましては、保険料の追徴・返戻は発生しません。

| 支払限度額                    |                                 | 所属人数  | 年間保険料（1名あたり） |
|--------------------------|---------------------------------|-------|--------------|
| 使用者賠償責任保険<br>（1名・1災害あたり） | 雇用関連賠償責任保険<br>（1名・1請求あたり、保険期間中） |       |              |
| 2億円                      | 1,000万円                         | 10名まで | 4,500円       |
|                          |                                 | 11名以降 | 4,050円       |

中途加入は随時受付可能です。保険(補償)期間は毎月20日までにお申込みおよび保険料振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時から2022年8月1日午後4時までとなります。中途加入保険料につきましては、ご加入月から2021年8月1日までの月数に応じ、上記年間保険料の月割計算となります。

**保険期間** 2021年8月1日午後4時～2022年8月1日午後4時（1年間）

**ご加入を希望・ご検討される方は詳しい資料をお送りします。**

下記の「資料請求FAXフォーム」をご記入のうえ **FAX 03-5772-8056** にご請求ください。

※FAXの誤送信にご注意ください。別の番号へ誤送信される例が多発しています。

有限会社エヌビー保険サービス 行

西暦 年 月 日

## 弁理士使用者賠償責任保険 資料請求FAXフォーム

|        |       |   |       |  |  |  |
|--------|-------|---|-------|--|--|--|
| フリガナ   |       | 区分  | 弁理士番号 |  |  |  |
| お名前    |       | <input type="checkbox"/> 弁理士 <input type="checkbox"/> 弁理士以外 |       |  |  |  |
| 事務所名   |       |   |       |  |  |  |
| 住所     | 〒 -   |   |       |  |  |  |
| TEL    | ( ) - | FAX   | ( ) - |  |  |  |
| e-mail |       |   |       |  |  |  |

**上記をご記入の上、FAXをお願いいたします。手続きに必要な書類をお送りいたします。**

当社はお客から提供いただいた上記記載の個人情報を東京海上日動火災保険株式会社より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

### 【ストレスチェックサービスご利用にあたっての主な注意点】

- ・ストレスチェックの検査項目等は、今後の法令の改正動向に応じて変更となる可能性があります。
- ・本サービスのご提供は、保険期間中1回までとさせていただきます。
- ・本サービスは、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービス株式会社を通じてご提供します。

### 取扱代理店（お問い合わせ先）

## 有限会社エヌビー保険サービス

（日本弁理士協同組合専属代理店）  
〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3階  
TEL **03-5772-8055** FAX **03-5772-8056**  
受付時間 **9:00～17:00**（土・日・祝日・年末年始を除く）

### 引受保険会社

## 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）

（担当課）広域法人部法人第二課  
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4  
TEL **03-3515-4153** FAX **03-3515-4154**  
損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

このチラシは弁理士使用者賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレットをよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。